

幼稚園と國民學校（二）

東京女子高等師範學校教授 堀

七 藏

一、教育審議會

近時新聞紙上に屢々「國民學校」に関する記事が載つてゐるのでそれを解説して幼稚園保育に從事せられる方々に参考に供することは強ち無意義ではないと考へる。

さて國民學校とは何かといふことを説明するに先ち、教育審議會について解説せねばならぬ。それには更に昭和十二年十二月十日公布せられた勅令を引用する必要がある。一體、勅令、閣令、省令、府令等は所謂政府より發せられる命令で、法律とは異なる。法律は帝國議會に於て協賛せられるもので、帝國議會を立法府といふのはその爲めである。省令は文部省なり農林省なり各省より發せられ、閣令は内閣より發せられるものである。例へば幼稚園令施行規則や小學校令施行規則は文部省令である。

ここが勅令は是等に異なり、必ず上諭が附せられるもので、現行の中學校令でも高等女學校令でも、

朕中學校令ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

（明治三十二年一月七日勅令第二十八號）

朕高等女學校令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

（明治三十二年二月七日勅令第三十一號）

といふ如く上諭が附せられてある。また幼稚園令や小學校令には次の如き上諭が附せられている。

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ幼稚園令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
（大正十五年四月二十二日勅令第七十四號）
朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ小學校令ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
（明治三十三年八月二十日勅令第三百四十四號）

右の如く幼稚園令や小學校令はその上諭に樞密顧問ノ諮詢ヲ經テあるやうに、樞密院に御諮詢になつた後に御裁可

になつたものである。しかし中學校令や高等女學校令は樞密院に御諮詢になつた勅令ではない。
こゝろが教育審議會官制には優渥なる上諭を拜してゐる。

朕文物ノ進運及中外ノ情勢ニ鑑ミ國本ヲ無窮ニ培ハシガ
爲内閣ニ委員會ヲ設置シ教育ノ内容及制度ヲ審議シ其ノ刷新
新振興ヲ圖ラシムルノ必要ヲ認メ教育審議會官制ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム

(内閣總理大臣副署)

それで教育審議會は昭和十二年十一月、優渥なる上諭を
拜し、内閣に設置せられ、總裁一人及委員六十五人以内を
以て組織せられてゐる。そして教育審議會第一回總會に於
て内閣總理大臣より發せられた諸問第一號

我が國教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ關シ實施スベキ方
策如何

につき慎重審査を行ひ、既に青年學校教育義務制實施に關
する件を答申し國民學校、師範學校及幼稚園に關する件を
答申し更に中等教育に關する件答申を了した。尙ほ進んで
銳意審議中である。

二、國民學校、師範學校及幼稚園に關する審議

教育審議會第十回總會(昭和十三年十一月八日)に於ける
原總裁の挨拶は次の如くである。

私から一言御挨拶を申上げます。昨年十二月二十三日、

内閣總理大臣より「我が國教育の内容及制度の刷新振興に
關し實施すべき方策如何」といふ諸問を本審議會に提出さ
れまして以來、僅か一年足らずの間に本審議會に於きました
は、曩には青年學校義務教育に關する要綱を決定答申致
し、本日又更に國民教育の基礎たる國民學校に關する要
綱、師範學校に關する要綱、幼稚園に關する要綱を決定す
ることが出來ましたことは、委員諸君の御精勤御努力の結
果でありまして、國家の爲め洵に慶賀に堪へない次第であ
ります。殊に特別委員諸君、就中整理委員諸君は皆御多忙
の方々でありまするに拘らず、國家の爲めとは申しながら
、非常な御熱心御努力を以ちまして、先程特別委員長の
御報告の通り、此の複雑にして又重要な問題に付て、皆
様の御満足になるやうな答申案を決定されましたことは、
私も常に目撃して居りまして感激に堪へなかつた次第であ
つたのであります。茲に此の議案議了致しましたるに際し
まして、特別委員、就中整理委員諸君に對しまして厚く感
謝の意を表します。

以上、第十回總會に於ける原總裁の御挨拶によつても明
かなる如く、教育審議會は總會を開くこゝ八回にて一應教
育の刷新振興に關する全般的意見の交換を了り、第八回總
會に於て原總裁より三十名の特別委員を指名の上諸問第一
號の審査を付託せられた。

特別委員會は爾來毎週二回開會し審議を進めた。最初審

議の順序方法に付て議したところ、結局全般的關聯を考慮

しつゝ具體的な基礎問題より審議に入るこゝとし、先づ審

制全般の礎石たる初等教育及幼児保育の問題を探上げて議

題とし、次いで之と密接不離の關係ある師範教育及び一

應の論議を終了せる時、恰も政府より青年學校教育義務制

實施に關する要綱が提出せられたので、改めて之を議題と

して審議が進められた。かくて特別委員會を開くこゝ十七

回に及び、意見の發表も一段落を見、十三年六月、特別委

員中より九名の整理委員を選定し、總會並に特別委員會に

於ける各委員の意見を整理して答申の具體案を作成するこ

とを委嘱せられた。而して先づ緊急決定を要する青年學校

義務制實施に關する件を取纏めて總裁に報告せられた。そ

の後整理委員會は引續き初等教育、幼児保育及師範教育に

つき慎重審議を繼續せられ、會を重ねること十四回、各委

員の精効に依り學制改革の第一石として全員一致を以て國

民學校に關する要綱並に幼兒保育に關する要綱の決定を見

たのである。更に其後引續き師範學校の部に入り、十回の

審議を経、是亦全員一致を以て師範學校に關する要綱の決

定を見、是等諸案を一括して林整理委員長より其の報告を

田所特別委員に提出せられた。依つて同報告に基づき特別

委員會は三回に亘りて慎重審議を遂げ、全員一致を以て之

を可決し原總裁に報告せられたものである。

三、國民學校、師範學校及幼稚園に 關する件答申

教育審議會原嘉首總裁より昭和十三年十二月八日內閣總理大臣に答申せられた國民學校師範學校及幼稚園に關する要綱は次の如くである。

國運未嘗有ノ伸張ニ伴ヒ、東亞並ニ世界ニ於ケル我が國ノ地位ト使命トハ愈々重大ヲ加フルノ秋ニ當リ、教學ノ本旨ニ則リ、時代ノ要望ニ應ジ、教育ノ内容及制度ヲ全面的に刷新センガ爲先ゾ國民全體ニ對スル基礎教育ヲ刷新シ其ノ擴充整備ヲ圖リ、新學制ノ根基ヲ確立スルト共ニ克ク皇國ノ負荷ニ任ズベキ國民ノ基礎的鍛成ヲ完カラシムルコト最モ根本ニシテ極メテ緊要ノ國策ナルヲ認ム。依テ茲ニ義務教育ヲ八年トシ、其ノ内容ニ刷新ヲ加ヘ、皇國ノ道ノ修練ナシトシテ國民ヲ鍛成シ、國民精神ノ昂揚、知能ノ啓培、體位ノ向上ヲ圖リ、產業並ニ國防ノ根基ヲ培養シ、以テ内ニ國力ヲ充實シ、外ニ八紘一宇ノ肇國精神ヲ顯現スベキ次代ノ大國民ヲ育成センコトヲ期セリ。

凡ソ教育ハ第一ニ教師其ノ人ヲ得ルヲ以テ要諦トス。國民基礎教育義務制ノ刷新整備モ之ヲ要スルニ教員養成制度ヲ一新スルニ非ザレバ所期ノ效果ヲ收ムルコト難シト謂ハザルベカラズ。是ヲ以テ師範學校ノ教育ヲ根本的ニ改メ、

皇國ノ道ノ修練ヲ重ンジ、次代ノ大國民育成ノ重責ニ任ズベキ人物ヲ養成スルヲ旨トシ、其ノ程度ヲ高メ、人材ヲ招致スルノ方途ヲ講ズルト共ニ學校ノ全施設ヲ一體トシテ人物練成ノ道場タラシメ、克ク皇國ノ世界史的使命ト國民教育ノ重大性ヲ自覺シ時代ノ先覺タルノ修養ヲ積ミ、教育ヲ以テ皇謨ヲ贊美シ奉ルノ信念ヲ養フヲ要ス。

皇國ノ發展ニ備ヘテ、就學前ニ於ケル幼兒ノ身心ノ健全ナル發達ヲ圖リ、純良ナル性情ヲ涵養シ、國民育成ノ素地ヲ培フハ極メテ切要ナリ。是レ固ヨリ家庭教育及女子教育等ノ振興ニ俟ツ所多シト雖時勢ノ推移ニ伴ヒ家庭ヲ扶ケテ幼兒保育ノ完キヲ期スルノ要愈々緊切ナルモノアリ。將來一層幼稚園ノ普及發達ヲ圖ルト共ニ其ノ內容ノ整備ヲ期スルハ、國民基礎教育ノ刷新ト相俟ツテ刻下須要ノ時務ナリト謂フベシ。

敍上ノ趣旨ニ依リ左記國民學校ニ關スル要綱、師範學校ニ關スル要綱及幼稚園ニ關スル要綱ヲ審議決定セリ。政府ハ宜シク周到ノ用意ヲ以テ具體的方策ヲ樹テ、速ニ其ノ實現ヲ期スルト共ニ、他面ニニ關スル調査研究並ニ指導監督ノ機關ヲ整備シ、十分ナル實績ヲ收ムルニカマラレンコトヲ望ム。

國民學校ニ關スル要綱

- 一、國民學校ノ修業年限ヲ八年トシ之ヲ義務教育トスルコト
- 二、國民學校ヲ分チテ初等國民學校及高等國民學校トシ、初等國民學校ノ修業年限ヲ六年、高等國民學校ノ修業年限ヲ二年トスルコト
- 三、初等國民學校ノ教科ト高等國民學校ノ教科トヲ一校ニ併置スルモノヲ國民學校トスルコト
- 四、保護者ハ兒童六歳ヨリ十四歳ニ至ル迄之ヲ市町村立國民學校ニ就學セシムベキモノトスルコト
- 五、國民學校ノ教育ハ左ノ趣旨ニ基ヅキ國民ノ基礎的鍊成ヲナスモノトスルコト
- (二)教育ヲ全般ニ亘リテ皇國ノ道ニ歸一セシメ、其ノ修練ヲ重ンジ、各教科ノ分離ヲ避ケテ知識ノ統合ヲ圖リ其ノ具體化ニ力ムルコト
- (三)訓練ヲ重ンズルト共ニ教授ノ振作、體位ノ向上、情操ノ醇化ニ力ヲ用ヒ、大國民ヲ造ルニ力ムルコト
- 五、國民學校ノ教科ハ前項ノ趣旨ニ從ヒ、之ヲ縱ニ統合シテ別紙記載ノ通トシ、各々其ノ統合ノ精神ニ徹セシムルト共ニ一面其ノ特色ヲ發揮セシメ、窮極ニ於テハ是等ノ教科ヲ國民鍊成ノ一途ニ歸セシムルコト
- 六、教育ト生活トノ分離ヲ避ケ國民生活ニ即セシムルヲ以テ旨トシ、高等國民學校ニ於テハ特ニ此ノ點ニ留意シ割

一ニ泥マズ克ク其ノ效果ヲ收ムルニ力ムルコト

七、教科書ニ付テハ國民學校教科設置ノ趣旨精神ヲ徹底ス
ルト共ニ内容ノ整備改善ヲ行フ爲必要ナル改訂ヲナスコ
ト

八、國民學校ノ編制ニ關シテハ其ノ教育ヲ徹底セシムル爲
特ニ左ノ事項ニ留意スルコト

(一)學級數及一學級ノ兒童數ニ付テハ夫々適當ナル制限

ヲ設ケ成ルベク其ノ減少ヲ圖ルコト

(二)教員組織ニ付テハ一層有資格者ノ充實ニ力ムルコト

(三)二部教授ハ特別ノ事情アル場合ニ限り適當ナル制限

ヲ設ケ之ヲ認ムルコト

九、身心一體ノ訓練ヲ重視シテ兒童ノ養護、鍛錬ニ關スル

施設及制度ヲ整備擴充シ左ノ事項ニ留意スルコト

(一)特に都市兒童ノ爲郊外學園等ヲ獎勵スルコト

(二)全校體育、學校給食其ノ他ノ鍛鍊養護施設ノ整備擴
充ヲ圖ルコト

(三)學校衛生職員ニ關スル制度ヲ整備スルコト

十、教員ノ保健衛生ニ關シ適切ナル方策ヲ講ジ、特ニ教員
保養所其ノ他ノ保健施設ノ整備擴充ヲ圖ルコト

十一、國民學校正教員ニシテ始メテ教員ノ職ニ就キタル者
ニ對シテハ、六箇月ノ試補期間ヲ設ケ、校長ヲシテ教育
ノ實務ニ關シ特別ノ指導ヲナサシムルコト右期間中ト雖

正教員タルノ待遇ニ付テハ異ナル取扱ヲナサムモノト
スルコト

十二、教員ノ地位ヲ向上セシメ國民教育ノ振興ヲ圖ル爲國
民學校教員俸給支辨ノ方法ヲ改メ、教員俸給費ハ國庫負
擔トナスノ建前ノ下ニ適當ナル方策ヲ講ジ速ニ之ガ實現

ヲ期スルコト

十三、就學獎勵施設ノ擴充整備ニ關シ十分ナル方策ヲ講
ジ、各種社會法制ニ付適當ナル考慮ヲ加フルト共ニ貧困

ニヨル就學ノ猶豫及免除ハ之ヲ廢止スルコト

十四、精神又ハ身體ノ故障アル兒童ニ付特別ノ教育施設並
ニ之ガ助成方法ヲ講ズルヤウ考慮シ、特ニ盲聾啞教育ハ

國民學校ニ準ジ速ニ之ヲ義務教育トスルコト

十五、學校ト家庭ト相俟チテ國民學校教育ノ完キヲ期スル

ニ力メ、之ガ爲適當ナル施設ノ整備ニ付考慮スルコト

十六、高等國民學校ニ修業年限一年ノ特修科ヲ置クコトヲ
得ルモノトシ、實業其ノ他地方ノ事情ニ適切ナル教育ヲ
ナスヲ得シムルコト

十七、國民學校制度實施ノ上ハ青年學校普通科ハ之ヲ廢止
スルコト

十八、國民學校制度實施ニ際シテハ現ニ教員ノ職ニ在ル者
ニ對シ國民學校教育ノ精神ヲ徹底セシムル爲必要ナル再
教育ノ施設ヲ行フコト

初等國民學校教科

一、初等國民學校ノ教科ハ左ノ四教科トナスコト

國民科 修身(禮法ヲ含ム)、國語、國史、地理

理數科 算數、理科

體鍊科 武道、體操(教練、遊戲及競技、衛生ヲ含ム)

藝能科 音樂、習字、圖畫、作業、裁縫(女)

備考

(一) 國民科ハ第四學年以下ニ在リテハ修身、國語トシ、

修身教材、國語教材ノ外、國史教材、國土教材、東亞及

世界教材ヲ配スルコト

(二) 理數科ノ理科ハ第三學年以下ニ在リテハ自然界ノ事

物現象ノ觀察トスルコト

(三) 體鍊科ノ武道ハ第五學年以上ノ男子ニ之ヲ課シ、女

子ニ在リテモ之ヲ課スルコトヲ得ルコト

(四) 藝能科ノ作業ハ第四學年以下ニ在リテハ主トシテ手

工トスルコト

裁縫(女)ハ第四學年以上ニ於テ之ヲ課スルコト

(五) 行事ヲ重視シ出來得ル限り之ヲ組織化スルコト

(六) 各教科ニ瓦リ左ノ事項ニ關スル教材ニ付十分留意ス

ルコト
イ 東亞及世界 口 國防 ハ 鄉土

二、第一學年、第二學年ニ付テハ周到ナル監督ノ下ニ全部
イ 東亞及世界 口 國防 ハ 鄉土

又ハ一部ノ教科ノ綜合教授ヲナスコトヲ認ムルコト

高等國民學校教科

一、高等國民學校ノ教科ハ左ノ五教科トナスコト

國民科 修身(禮法ヲ含ム)、國語、國史、地理

理數科 算數、理科

體鍊科 武道、體操(教練、遊戲及競技、衛生ヲ含ム)

藝能科 音樂、習字、圖畫、作業、家事(女)、裁縫(女)

備考

(一) 實業科ニ於テ農業ヲ課セザル場合ハ毎週適當ナル時

數ヲ農耕的戶外作業ニ充ツルヲ建前トスルコト

(二) 體鍊科ノ武道ハ女子ニ在リテモ之ヲ課スルコトヲ得

ルコト

(三) 行事ヲ重視シ出來得ル限り之ヲ組織化スルコト

(四) 職業指導ニ付考慮スルコト

(五) 各教科ニ瓦リ左ノ事項ニ關スル教材ニ付十分留意ス

ルコト

イ 東亞及世界 口 國防 ハ 公民
二、各教科ノ科目ニ付テハ前掲ノ外、地方ノ實情ニ應ズル
ヤウ外國語其ノ他ヲ加設科目トシ又ハ之ヲ隨意科目トス
ル等適切ナル方法ヲ講ズルコト
(以下次號)